

6 荷第 87 号
令和 6 年 8 月 5 日

各 子 ども 食 堂 様

一般社団法人 北海道水産物荷主協会
代表理事会長 根 田 俊 昭

ホタテ提供事業の意向調査について

日頃より、当協会が実施しております子ども食堂への道産水産加工品の提供事業などにご理解とご協力とをいただきありがとうございます。

現在当協会では、国の補助事業を活用し、道産ホタテガイ（生鮮を除く）を子ども食堂に提供する事業の実施を検討しており、このたび道内各子ども食堂の意向等を事前に把握して事業に反映していきたいと考えております。

つきましては、お忙しいところ恐縮ですが、別紙の事業趣旨をご覧いただき、調査票によりご回答をいただきたく、よろしく願いいたします。

記

1. 事業名 令和 6 年度道産冷凍ホタテ貝柱子ども食堂提供事業
2. 事業趣旨、事業内容等
別紙「令和 6 年度 道産冷凍ホタテ貝柱子ども食堂提供事業の進め方」参照
3. 希望調査提出期限と提出先
提出期限 令和 6 年 8 月 19 日（月）
提出先 Email: sj-sgw@h-ninushi.or.jp
FAX: 011-796-1394

以上

〒060-0003
札幌市中央区北 3 条西 7 丁目 第二水産ビル 3F
一般社団法人 北海道水産物荷主協会 佐川
Email: sj-sgw@h-ninushi.or.jp
TEL: 011-261-9950
FAX: 011-796-1394
URL: <https://h-ninushi.or.jp/>

令和6年度 道産冷凍ホタテ貝柱子ども食堂提供事業の進め方

1 事業の目的及びその概要

国内における水産物の消費量は年々減少傾向にあり、日本の伝統的な魚食、水産・加工業の衰退が危惧されることから、本道の水産業を支援し、持続的・安定的に水産業のなりわいや事業が継続できるようにするためには、水産物の新たな需要構造の構築が重要です。

北海道水産物荷主協会では、道産水産物の次世代の消費者となる子供達に道産水産物を食べる機会を提供し、慣れ親しみ、食文化として魚食の定着化を促すとともに、将来的な水産加工品、水産物の利用拡大に結び付けることを目的として、子ども食堂への食材提供に取り組むものです。

2 事業主体と期間

事業実施主体 一般社団法人 北海道水産物荷主協会

子ども食堂での配食実施予定期間 令和6年10～12月（調整中）

3 事業の内容(概略)

当協会から無償で道産冷凍ホタテ貝柱(玉冷)を道内子ども食堂に提供いたします（ここまでが当協会の事業です）。

提供を受けた各子ども食堂はこのホタテを調理して、子どもに配食(※)頂く、コラボ事業です。

○ 提供するホタテ：玉冷 5S サイズ(1個 15g・直径2-4cm、程度)、1kg 冷凍パック(66個程度入)単位で提供 ～ 調整中

※補助事業の要件が、食材の提供は「子どもに限る」とされていることから、本事業での提供量は子ども分のみで、食べていただくのも子どもに限ることとなります。

進め方)

1) 需要調査：ホタテ提供事業の意向調査（今回はこの調査となります）

道内子ども食堂に、ホタテガイの提供希望の有無、冷凍保管設備の有無、希望量、参加予定子ども数、実施時期(事業期間中2回まで)、想定調理メニュー、などを照会。→別紙調査票によりご報告ください。

1人当たりのホタテガイの提供量には制限があり、参加予定子ども数・食事量を超える食材の提供はできませんことをご承知おきください。また、開催回数は1子ども食堂2回まで、となっております。

2) 北海道水産物荷主協会(以下、荷主協会)で、需要と供給、対応可能可否などの調整

冷凍ホタテガイを提供できる子ども食堂を選定、提供ホタテガイの量などを算定。

3) 提供可否の連絡：荷主協会→各子ども食堂

4) 冷凍ホタテガイの配送：道内ホタテガイ加工場→各子ども食堂（ここまでが当協会の事業です）

冷凍で配送いたしますので、受け取り後冷凍設備で適切に保管し、くれぐれも食中毒等の事故が発生しないよう、調理・提供をお願いします。

- 5) 調理配食の実施：各子ども食堂（副材料や調味料、光熱費等は子ども食堂側での負担をお願いします）
- 6) 実施内容報告：各子ども食堂（実施後2週間以内）

4. 食材（冷凍ホタテ貝柱）を提供する子ども食堂選定の考え方

- 1) 本事業趣旨に理解賛同し、協力的積極的な子ども食堂であること
- 2) 事業実施期間（10-12月と想定）内に子ども食堂を開催（1回または2回迄）
- 3) 冷凍ホタテ受け取り後、冷凍庫等で適切に冷凍保管管理できること
- 4) 食中毒等の無いよう調理提供できること
- 5) 提供したホタテについて、子供に限って配食できること。
- 6) 食事提供実施後、2週間以内に実施状況を報告すること。

報告事項の例：実施状況(日時、場所、参加者数、メニュー、等)、参加者名簿(子ども)、開催状況のわかる写真、など。

5 全体スケジュール案

実施時期	実施内容（対応者）	備考
令和6年8月～9月	3-1) 道内子ども食堂に意向調査。(荷主協会)	
	3-2) 食堂の選定、ホタテ提供量の算定。(荷主協会)	
	3-3) ホタテ提供可否連絡(荷主協会→各食堂)	
	3-4) ホタテ提供開始(水産加工場)	
10月	3-5) 調理給食(各食堂：2回まで)	
	3-6) 実施結果報告(各食堂：調理給食後2週間以内)	
12月末	調理給食期限(各食堂)	
令和7年1月	実施結果とりまとめ(荷主協会)	
2月	実績取り纏め完了：事業終了(荷主協会)	

6 その他

- 1) 本事業は国の補助金を活用して道産水産品（ホタテ）を購入・配送します。
補助要件として、提供された食材を食べるのは子どもに限定されており、受け取ったホタテは必ず期間内（10-12月と想定）に子ども食堂を開催して余さず食べきってください。
このためホタテ発送前に参加予定子ども数が増減する見込みとなった場合などは、ホタテガイの配送分量の調整が必要となりますので、速やかに当協会までご連絡ください。
- 2) 加工業者が加工冷凍したホタテを冷凍便で配送いたします。各子ども食堂に引き渡し後は、各子ども食堂で責任をもって冷凍保管管理、加熱調理・提供いただきますようお願いします。
なお引き渡し後に発生した事故（解凍劣化、調理中の怪我、アレルギー、食中毒等）等について当協会では責任を負えませんこと、ご承知おきください。